

【所得割額の確認方法(課税証明書)】

★コピー機で印刷したものは受付できません。

右の例の書類はコピーしたもののなので紙に複写と表示されています。

○発行年度が申請したいものとあっているか確認してください。
(前倒しは令和7年度、通常・家計急変は令和8年度のものです。)

○保護者(親権者等)が2人の場合は2人分の、おひとり親のご家庭の場合は1人分の課税証明書等をご提出ください。

※2人分の場合、1つが課税証明書(原本)で、もう1つが特別徴収税額決定通知書或いは納税通知書のコピー等、同じものでなくてもかまいません。

○右の例は大阪市の課税証明書です。

大阪市の課税証明書では上段の「市民税・府民税・森林環境税」の欄に記載されている市民税と府民税の「所得割額」を参照してください。

① + ② = A

保護者(親権者等)全員分の A を合計してください。

その合計が182,500円未満であれば支給対象となります。

※「均等割額」は参照しません。

○申請書の申請日から3ヶ月以内、且つ7月1日以降に発行されたものか確認してください。

(令和7年中の所得証明書)

納税義務者	住所	
	令和7年1月1日現在住所(所在地)	同上
	氏名	

市民税・府民税・森林環境税額(円)		課税標準額(計)		
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税				
府民税				
森林環境税				

所得控除額(円)				
給与所得控除				
基礎控除				
合計				
以下	余白			

所得控除額(円)		課税標準額(計)				
社会保険料	¥0	寡婦・寡夫・ひとり親	¥0	配偶者特別	¥0	
小規模企業等用金	¥0	勤労学生	¥0	基礎	¥430,000	
生命保険料	¥0	障害者	¥0	控除	¥0	
地震保険料	¥0	配偶者・扶養	¥0	区	費	¥0
合計						¥760,000

税額控除額(円)		課税標準額(計)		
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
調整控除	¥0	¥0	¥0	¥0
配当控除	¥0	¥0	¥0	¥0
住宅借入金等特別控除	¥0	¥0	¥0	¥0

控除対象配偶者	扶養特定老人(内同居)	16歳未満	その他(配偶者除く)	合計
有・控配	親族 0人 0人(0人)	0人	0人	0人
障害がい者(内同居)	その他障がい者	合計(本人除く)		
0人 0人	0人	0人		

(備考) 空欄

区分		所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税		¥0	¥0	¥0	
府民税		¥0	¥0	¥0	¥0
森林環境税				¥0	

区分		市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除	¥0			寡妻・寡夫・ひとり親	¥0	¥0
配当控除	¥0			所得割調整額・外国税額控除	¥0	¥0
住宅借入金等特別控除	¥0			配当調整額・株式等譲渡所得調整額	¥0	¥0

上記のとおり相違ないことを証明します

税証第 723-1508 号

令和7年 5月12日

大阪市長



【所得割額の確認方法(特別徴収税額決定・変更通知書)】

○発行年度が申請したいものとあっているか確認してください。
(前倒しは令和 7 年度、通常・家計急変は令和 8 年度のものです。)

○保護者(親権者等)が2人の場合は2人分の、おひとり親のご家庭の場合は1人分の課税証明書等をご提出ください。
※2人分の場合、1つが課税証明書(原本)で、もう1つが特別徴収税額決定通知書或いは納税通知書のコピー等、同じものでなくてもかまいません。

市民税と府民税の「所得割額」を参照してください。

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = A$$

保護者(親権者等)全員分の A を合計してください。

その合計が182,500円未満であれば支給対象となります。

※「均等割額」は参照しません。

○原本を切り離したりせず一枚のものを連続してコピーされたものを提出してください。
A3 サイズで提出いただいて問題ありません。

令和 8 年度
給与所得等に係る市民税・住民税・森林環境税・特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与	山林所得	課税所得③
	給与所得 所得金額に控除税 以外の合算	所得区分	山林所得	山林所得
所得	その他の所得計	所得区分	税	税
		所得区分	税	税
所得	社会保険料	扶養	標準長期繰渡	標準長期繰渡
	小規模企業共済	扶養	標準長期繰渡	標準長期繰渡
所得	生命保険料	特定親族特別	株式等の譲渡	株式等の譲渡
	地震保険料	特定親族特別	株式等の譲渡	株式等の譲渡
所得	障害・葬・火・勤	障害・葬・火・勤	先物取引	先物取引
	配偶者	医療費	先物取引	先物取引
所得	配偶者特別	所得控除合計②	先物取引	先物取引
		所得控除合計②	先物取引	先物取引

(摘要)

市	稅額扣除所得額①	
民	稅額扣除額②	
稅	所得割額③	①
府	均等割額④	
民	均等割額④	
民	稅額扣除額⑤	
說	所得割額⑥	②
	均等割額⑦	
森	林環境稅額⑧	
特	別徵收稅額⑨	
控	除不足額⑩	
既	充當、既委託納付額⑪	
既	納付額⑫	
額	納付額⑫ - ⑩ - ⑪	
	變更前稅額⑬	
	增減額⑬ - ⑫	
空	寬	月
		月

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

受 給 者 番 号		氏 名
住 所		業
指定番号	区分	あるの特例徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方徴収法第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この処分について異議がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府長に対して異議申出をすることが出来ます。 ① 処分の日から起算して3箇月以内に、上記の徴収決定書に対する異議があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府を被告として（大阪府長が大阪府の代表者となります。）提訴することが出来ます。 ② なお、処分の取消しの場合は、この徴決を基に大阪でなければ提起することができないこととされていますが、①（異議申出があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても異議が出ないこと）、②（処分、処分の日又は事後の執行によって生ずる新しい徴決を決定する必要のあること）、③（その徴決を疑い、①にも②にも正当な理由があるときは、異議を申立てないでも）
宛 名 番 号		

令和 8 年 5 月 20 日

大 阪 市 長

問合せ先：大阪市あべの市税事務所 市民税等グループ 電話(06)4396-2953

【所得割額の確認方法(納税通知書)】

○発行年度が申請したいものとあっているか確認してください。
(前倒しは令和7年度、通常・家計急変は令和8年度のものです。)

○保護者(親権者等)が2人の場合は2人分の、おひとり親のご家庭の場合は1人分の課税証明書等をご提出ください。

※2人分の場合、1つが課税証明書(原本)で、もう1つが特別徴収税額決定通知書或いは納税通知書のコピー等、同じものでなくてもかまいません。

○通知書が全て揃っているか確認してください。

ページ数をご確認のうえ、全てのページを提出してください。

市民税と府民税の「所得割額」を参照してください。

① + ② = A

保護者(親権者等)全員分の A を合計してください。

その合計が182,500円未満であれば支給対象となります。

※「均等割額」は参照しません。

○課税証明書と同じく自治体で書式が異なるため、所得割額の記載されている欄の場所が異なります。下の例は大阪市のものです。

大阪市の納税通知書の例

納税通知書 3 枚目 ※提出は全ページのコピーが必要です。

令和 年度 市民税・府民税・森林環境税課税明細書(その2)

課税区	台帳番号	区分

市民税・府民税・森林環境税額の内訳

	市民税	府民税	森林環境税	合 計
算出所得割額の合計 ①	円 ①	円 ②		円
税 調 整 控 除 額 ②	円	円		円
配 当 控 除 額 ③	円	円		円
住宅購入金等特別控除額 ④	円	円		円
寄附金税額控除額 ⑤	円	円		円
外国税額控除額等 ⑥	円	円		円
配当所得・株式等譲渡所得等の調整 ⑦	円	円		円
差引所得割額(①-⑧) ⑧	円	円		円
均 等 割 額 ⑨	円	円		円
森 林 環 境 税 額 ⑩			円	円
年 税 額 (⑧ + ⑨ + ⑩) ⑪	円	円	円	円

(13)

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金 額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額 ⑫	円
⑫のうち普通徴収税額(⑬)に充当又は差込額とする額 ⑭	円

(15)

この通知書によって還付する額

(16)

還 付 金 額	円
---------	---

合計税額の明細

	金 額
市民税・府民税の合計税額(⑧ + ⑨)	円
年 税 額 ⑪	円
⑪のうち給与から差し引く税額(特別徴収税額) ⑬	円
⑪のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額) ⑭	円
うち森林環境税額(令和 年 月～令和 年 月分)	円
うち本特別徴収税額(令和 年 月～令和 年 月分)	円
⑪のうち普通徴収税額(⑬+⑭+⑮)	円

(14)